

富士見市生涯学習推進市民懇談会開催要領

(趣旨)

第1条 本市における生涯学習を推進するにあたり、広く市民の意見を求めるため、富士見市生涯学習推進市民懇談会（以下「市民懇談会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見を求める事項)

第2条 市民懇談会において意見を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 富士見市生涯学習推進基本計画の推進に関すること
- (2) その他教育委員会が意見を求める必要があると認める事項

(参加者)

第3条 市民懇談会の規模は、12人以内とし、次に掲げる者のうちから期間を定めて参加を求めるものとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民団体等の代表者
- (3) 市民
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(運営)

第4条 市民懇談会に当該市民懇談会を進行する座長1人を置き、市民懇談会に参加した者の互選によってこれを定める。

(開催)

第5条 市民懇談会は、教育委員会が招集し、開催する。

(庶務)

第6条 市民懇談会の庶務は、教育委員会教育部生涯学習課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。